

岩手県告示第 459 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 (1) 都市計画の種類 都市計画施設（道路）

(2) 都市計画を変更した土地の区域 奥州市水沢区字横町から奥州市水沢区字多賀（別紙図面のとおりに。）

(3) 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び水沢地方振興局土木部並びに奥州市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の変更に係る図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。

2 (1) 都市計画の種類 都市計画施設（産業廃棄物処理施設）

(2) 都市計画を変更した土地の区域 奥州市水沢区水沢工業団地四丁目地内（別紙図面のとおりに。）

(3) 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び水沢地方振興局土木部並びに奥州市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の変更に係る図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。